渋谷区規則第６３号

渋谷区理容師法施行細則及び渋谷区美容師法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和８年１１月２日

渋谷区長　　長　谷　部　　健

渋谷区理容師法施行細則及び渋谷区美容師法施行細則の一部を改正する規則

（渋谷区理容師法施行細則の一部改正）

第１条　渋谷区理容師法施行細則（昭和５０年渋谷区規則第３７号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項第６号中「第８条第２８項」を「第８条第２７項」に改める。

（渋谷区美容師法施行細則の一部改正）

第２条　渋谷区美容師法施行細則（昭和５０年渋谷区規則第３６号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項第６号中「第８条第２８項」を「第８条第２７項」に改める。

附　則

この規則は、令和９年４月１日から施行する。